

環境と森づくりを考える税制懇話会（第3回）次第

日時：平成21年10月15日（木）

午後1時30分～

場所：ホテル談露館（2F山脈）

1 開 会

2 座長あいさつ

3 議 事

(1) 論点整理（第2回会議）

(2) アンケートの実施結果について

(3) 新たな施策の展開方向について

(4) 新たな施策展開に係る財源について

(5) そ の 他

4 閉 会

《配付資料》

次 第

席次表

資料1

論点整理表

資料2

アンケートの実施結果

資料3

新たな施策展開〈低炭素社会の実現〉の考え方について

資料4-1

新たな施策の内容

資料4-2

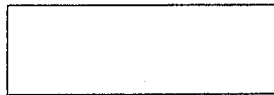
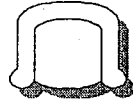
行財政改革の取り組みと県財政の状況

資料4-3

財源のあり方について

環境と森づくりを考える税制懇話会第3回会議 席次表

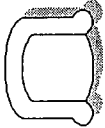
座長席



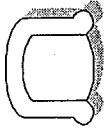
池上委員



大村委員



小沢委員



木平委員



三枝委員



曾根原委員



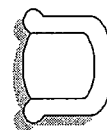
田中委員



仲澤委員



矢川委員



傍
聴
席

事 務 局

司会

入 口

第2回会議論点整理表

	意見	今後の対応
今後の森づくりの方向性	<ul style="list-style-type: none"> ○ 森林整備は人工林を中心にやっていただければよい。施業については枠にとらわれずにやった方がよい。(木平委員) ○ 森林を整備する上で、組織化(計画的な施業)が最も大切。整備手法としては、長伐期化により公益的機能が增加するのではないかと。また、里山再生は、竹の繁茂、藪化の解消を図る必要がある。(矢川委員) ○ 川下の政策として、木材、木質バイオマスの利用を促進することも必要。(小沢委員、三枝委員) ○ 荒廃した森林については、公益的機能の維持増進を図る森づくりが必要。優先順位をつけて、検証しながら取り組むことが重要。(大村委員) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新たな取り組みは、荒廃が進むことにより森林機能が低下した民有林(人工林)及び手入れが必要な里山を主な対象として、検討を進める。 ○ 木材、木質バイオマスの利用促進を柱の一つとして新たな取り組みを展開していく。
検討・取りまとめの方向	<ul style="list-style-type: none"> ○ 森林には公益的な機能があるから保全していくことが必要。従来の施策や現在の森林の状況から、新たな施策が必要だという書き方(構成)がよい。(田中委員) ○ 県民が期待している森林の役割について、中身をわかりやすくした方がよい。森林整備は、イコール木材の生産ではないので、税の目的の中で木材生産の位置付けをしっかりとしたい。(木平委員) ○ 対象となる森林面積、緊急に手当しなければならぬ施策等について議論していく必要がある。次回は税を含めた議論を行いたい。(日高座長) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 懇話会の議論を踏まえ、報告書への記載内容を整理する。 ○ 第3回会議において、想定される事業規模、財源について、検討する。

環境と森づくりに関する県民意識調査
単純集計結果

1 回答者数 1,067人/2,000人(回答率53.4%)

2 主な項目の状況

(1) 新税の導入について

賛成である	176(16.5%)	} 917(85.9%)
使い道や金額によっては賛成である	741(69.4%)	
反対である	129(12.1%)	
その他	11(1.0%)	
不明	10(1.0%)	

(2) 負担額

<回答計928>

300円	166(17.9%)
500円	382(41.2%)
800円	36(3.9%)
1,000円	250(26.9%)
2,000円	38(4.1%)
その他	36(3.8%)
不明	20(2.2%)

(3) 新税の使途(複数回答)

カテゴリ	件数	(全体)%
荒廃した森林や里山を整備(手入れ)する	632	68.1
森林を整備する担い手(働き手)を育成する	567	61.1
森林の保全や環境問題に取り組むボランティアや民間団体などの活動を支援する	377	40.6
川や湖の水質の向上など水環境を保全する	374	40.3
利用されていない間伐材や枝など、木質バイオマスのエネルギーとしての利用を促進する	366	39.4
県産の木材や木製品などの利用を活発にし、森林の適切な管理につなげていく	342	36.9
森林の大切さや環境問題などに関する情報提供や啓発活動を充実する	322	34.7
太陽光発電などクリーンエネルギーの利用を促進する	315	33.9
森林や環境について学習したり、自然と親しむことができる機会を増やす	309	33.3
その他	11	1.2
不明	7	0.8
サンプル数(%ベース)	928	100

(4) 新税導入に反対の理由(回答計129)

カテゴリ	件数	(全体)%
森林の働きは県を越えた広い範囲に及ぶので、県民だけに負担を求めるのは適当でないから	11	8.5
新たな負担を求めること自体に反対だから	8	6.2
今は景気も悪く、新たな負担を求める時期ではないから	24	18.6
森林や環境を守ることは大切だが、新たな負担を求めてまでやる必要はないから	13	10.1
森林を守る取り組みは、森林の所有者が主体的に行うべきだから	20	15.5
温暖化防止の取り組みは、二酸化炭素を大量に排出している事業者などが主体的に行うべきだから	23	17.8
その他	29	22.5
不明	1	0.8
サンプル数(%ベース)	129	100.0

環境と森づくりに関する県民意識調査 集計結果

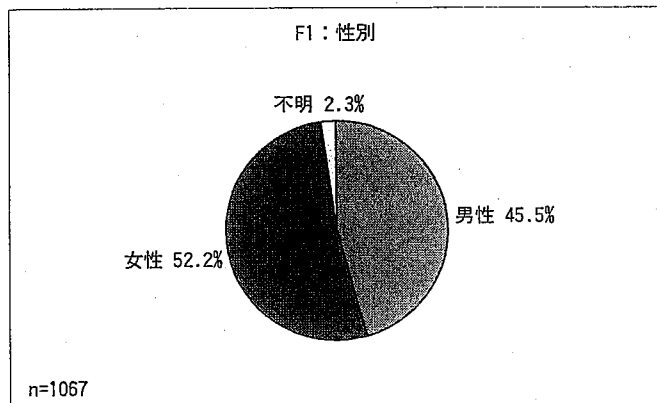
1. 調査概要

- (1) 調査区域 山梨県全域
- (2) 調査対象 20歳以上 県民 2,000人
- (3) 標本抽出方法 住民基本台帳を基に層化二段無作為抽出
- (4) 調査期間 平成21年7月17日～8月6日
- (5) 調査方法 郵送
- (6) 回収数(率) 1,067 (53.4%)

2. 回答者属性

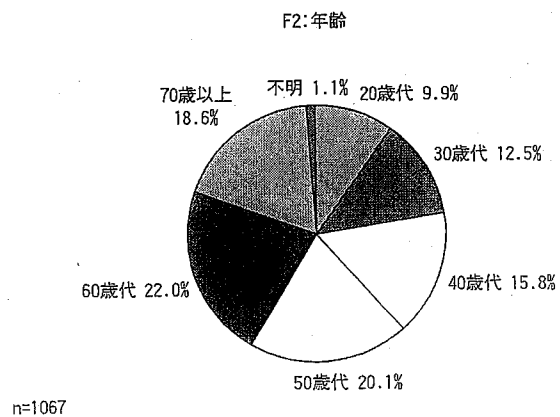
F1 性別

カテゴリ	件数	(全体)%
男性	485	45.5
女性	557	52.2
不明	25	2.3
サンプル数(% [^] -入)	1067	100.0



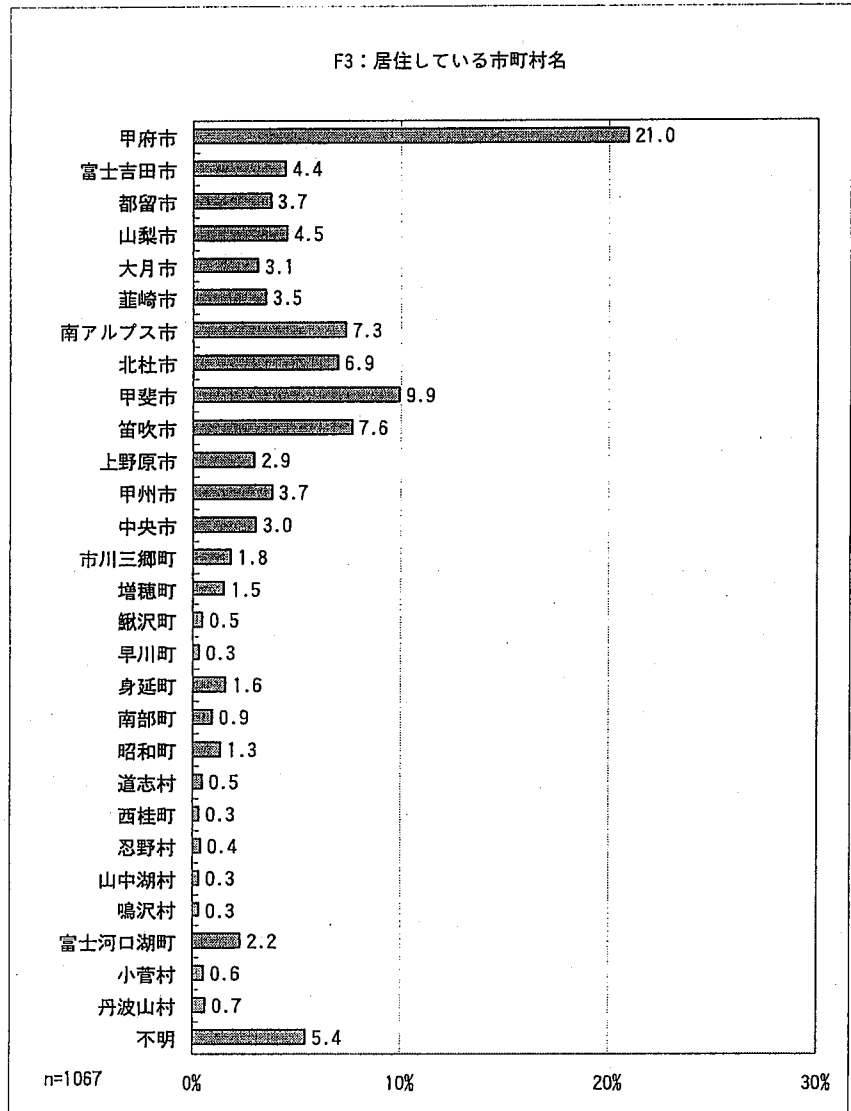
F2 年齢

カテゴリ	件数
20歳代	107
30歳代	133
40歳代	169
50歳代	214
60歳代	235
70歳代	198
不明	11
サンプル数(% [^] -入)	1067



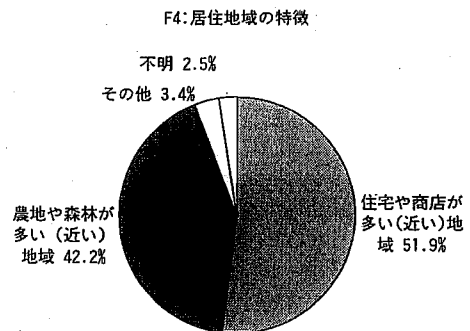
F 3 居住市町村

F3市町村	件数	%
甲府市	224	21.0
富士吉田市	47	4.4
都留市	39	3.7
山梨市	48	4.5
大月市	33	3.1
韮崎市	37	3.5
南アルプス市	78	7.3
北杜市	74	6.9
甲斐市	106	9.9
笛吹市	81	7.6
上野原市	31	2.9
甲州市	40	3.7
中央市	32	3.0
市川三郷町	19	1.8
増穂町	16	1.5
鵜沢町	5	0.5
早川町	3	0.3
身延町	17	1.6
南部町	10	0.9
昭和町	14	1.3
道志村	5	0.5
西桂町	3	0.3
忍野村	4	0.4
山中湖村	3	0.3
鳴沢村	3	0.3
富士河口湖町	24	2.2
小菅村	6	0.6
丹波山村	7	0.7
不明	58	5.4
サンプル数	1067	100.0



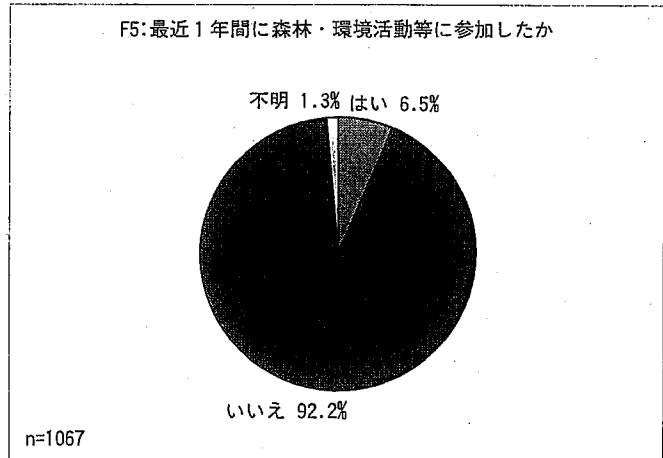
F 4 居住地域の特徴

カテゴリ	件数	(全体)%
住宅や商店が多い(近い)地域	554	51.9
農地や森林が多い(近い)地域	450	42.2
その他	36	3.4
不明	27	2.5
サンプル数 (%へ-入)	1067	100.0



F5 最近1年間に森林保全・環境活動等に参加したか

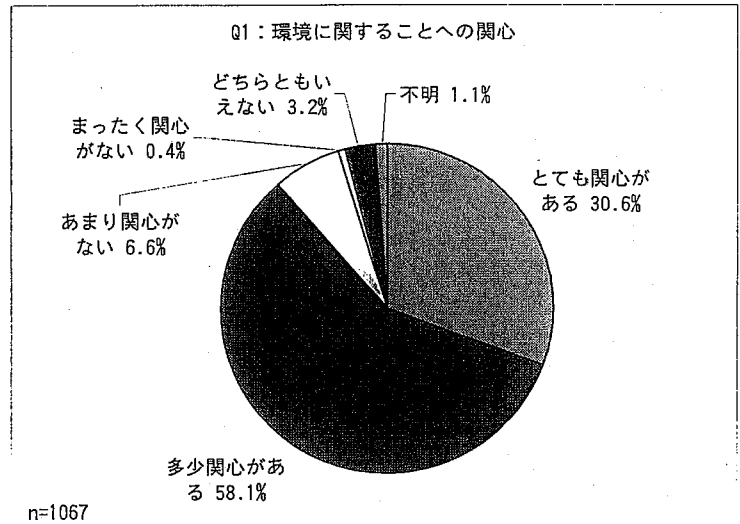
カテゴリ	件数	(全体)%
はい	69	6.5
いいえ	984	92.2
不明	14	1.3
サンプル数 (%ベース)	1067	100.0



3 回答結果

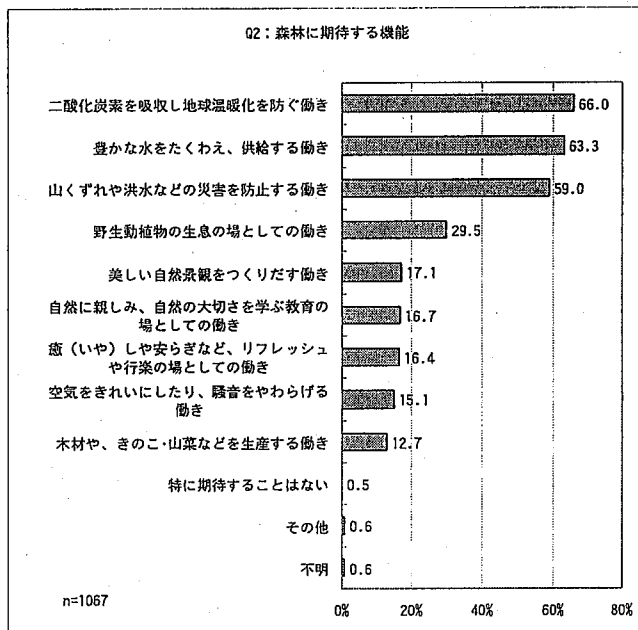
Q1 森林の保全や温暖化など環境に関することへの関心（1つ選択）

カテゴリ	件数	(全体)%
とても関心がある	326	30.6
多少関心がある	620	58.1
あまり関心がない	71	6.6
まったく関心がない	4	0.4
どちらともいえない	34	3.2
不明	12	1.1
サンプル数 (%ベース)	1067	100.0



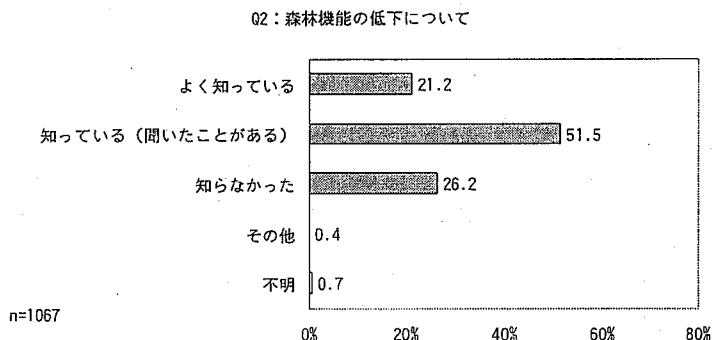
Q2 森林に期待する機能（3つ選択）

カテゴリ	件数	(全体)%
二酸化炭素を吸収し地球温暖化を防ぐ働き	704	66.0
豊かな水をたくわえ、供給する働き	675	63.3
山くずれや洪水などの災害を防止する働き	629	59.0
野生動植物の生息の場としての働き	315	29.5
美しい自然景観をつくりだす働き	182	17.1
自然に親しみ、自然の大切さを学ぶ教育の場としての働き	178	16.7
癒（いや）しや安らぎなど、リフレッシュや行楽の場としての働き	175	16.4
空気をきれいにしたり、騒音をやわらげる働き	161	15.1
木材や、きのこ・山菜などを生産する働き	135	12.7
特に期待することはない	5	0.5
その他	6	0.6
不明	6	0.6
サンプル数（%ベース）	1067	100.0



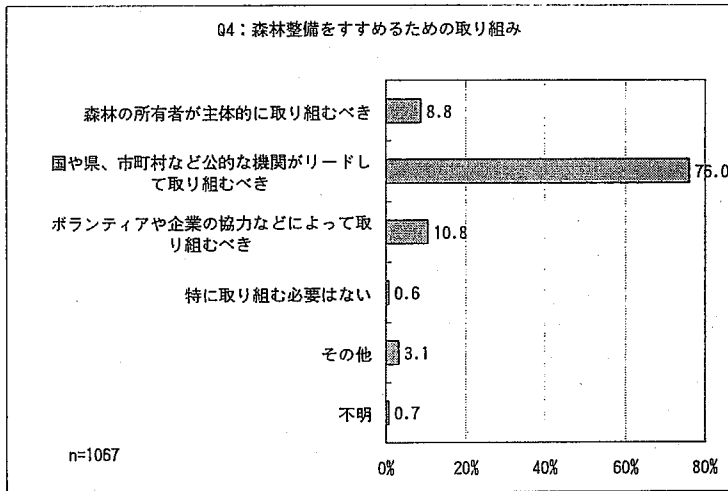
Q3 森林機能低下に関する認知度（1つ選択）

カテゴリ	件数	(全体)%
よく知っている	226	21.2
知っている（聞いたことがある）	550	51.5
知らなかった	280	26.2
その他	4	0.4
不明	7	0.7
サンプル数（%ベース）	1067	100.0



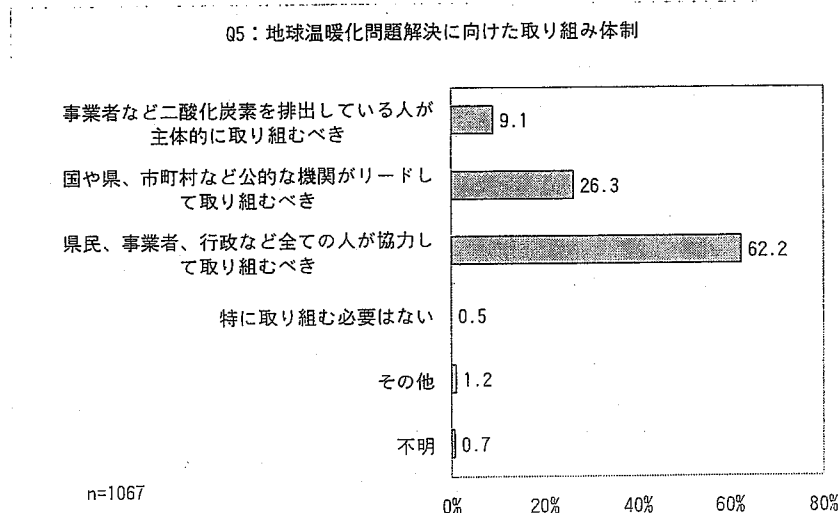
Q4 森林の整備を進めるための取り組み体制（1つ選択）

カテゴリ	件数	(全体)%
森林の所有者が主体的に取り組むべき	94	8.8
国や県、市町村など公的な機関がリードして取り組むべき	811	76.0
ボランティアや企業の協力などによって取り組むべき	115	10.8
特に取り組む必要はない	6	0.6
その他	33	3.1
不明	8	0.7
サンプル数 (%ベース)	1067	100.0



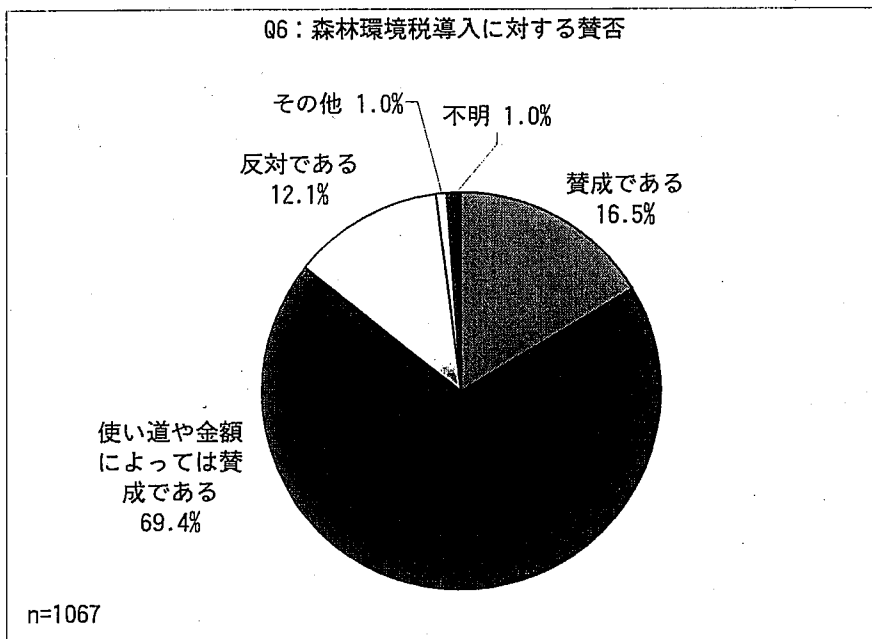
Q5 地球温暖化問題解決に向けた取り組み体制（1つ選択）

カテゴリ	件数	(全体)%
事業者など二酸化炭素を排出している人が主体的に取り組むべき	97	9.1
国や県、市町村など公的な機関がリードして取り組むべき	281	26.3
県民、事業者、行政など全ての人が協力して取り組むべき	664	62.2
特に取り組む必要はない	5	0.5
その他	13	1.2
不明	7	0.7
サンプル数 (%ベース)	1067	100.0



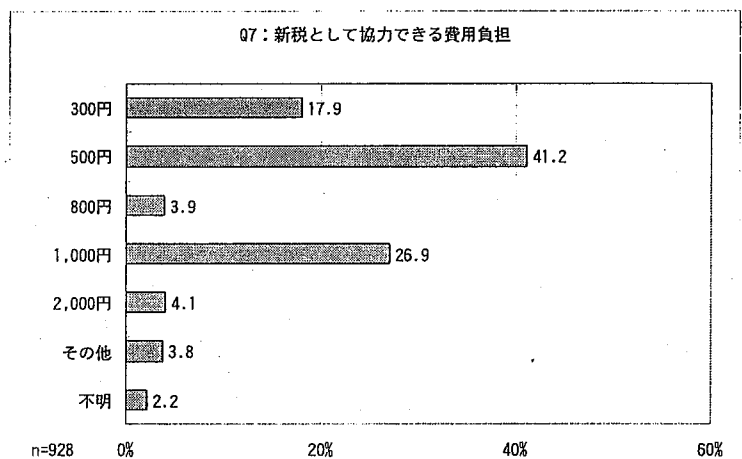
Q6 森林環境税導入に対する賛否（1つ選択）

カテゴリ	件数	(全体)%
賛成である	176	16.5
使い道や金額によっては賛成である	741	69.4
反対である	129	12.1
その他	11	1.0
不明	10	1.0
サンプル数 (%ベース)	1067	100.0



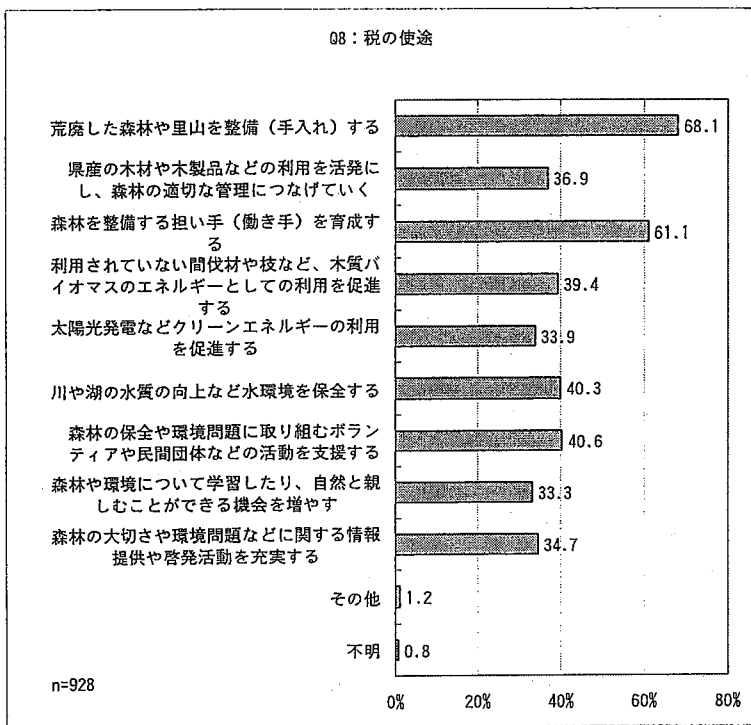
Q7 新税として協力できる費用負担（1つ選択）

カテゴリ	件数	(全体)%
300円	166	17.9
500円	382	41.2
800円	36	3.9
1,000円	250	26.9
2,000円	38	4.1
その他	36	3.8
不明	20	2.2
サンプル数 (%ベース)	928	100.0



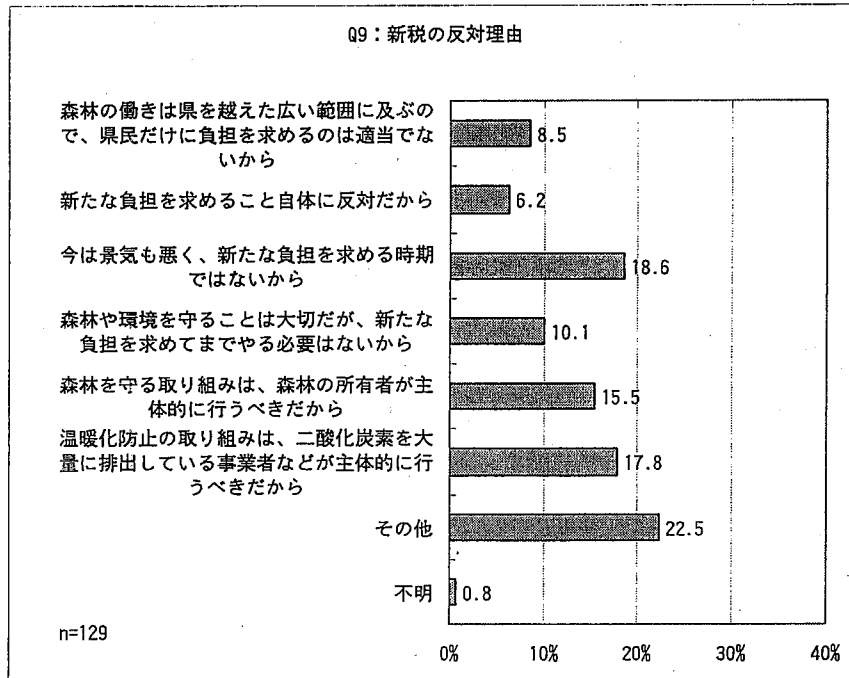
Q8 税の使途（あてはまるもの全て選択）

カテゴリ	件数	(全体)%
荒廃した森林や里山を整備（手入れ）する	632	68.1
森林を整備する担い手（働き手）を育成する	567	61.1
森林の保全や環境問題に取り組むボランティアや民間団体などの活動を支援する	377	40.6
川や湖の水質の向上など水環境を保全する	374	40.3
利用されていない間伐材や枝など、木質バイオマスのエネルギーとしての利用を促進する	366	39.4
県産の木材や木製品などの利用を活発にし、森林の適切な管理につなげていく	342	36.9
森林の大切さや環境問題などに関する情報提供や啓発活動を充実する	322	34.7
太陽光発電などクリーンエネルギーの利用を促進する	315	33.9
森林や環境について学習したり、自然と親しむことができる機会を増やす	309	33.3
その他	11	1.2
不明	7	0.8
サンプル数（%ベース）	928	100



Q9 新税の反対理由（1つ選択）

カテゴリ	件数	(全体)%
森林の働きは県を越えた広い範囲に及ぶので、県民だけに負担を求めるのは適当でないから	11	8.5
新たな負担を求めること自体に反対だから	8	6.2
今は景気も悪く、新たな負担を求める時期ではないから	24	18.6
森林や環境を守ることは大切だが、新たな負担を求めてまでやる必要はないから	13	10.1
森林を守る取り組みは、森林の所有者が主体的に行うべきだから	20	15.5
温暖化防止の取り組みは、二酸化炭素を大量に排出している事業者などが主体的に行うべきだから	23	17.8
その他	29	22.5
不明	1	0.8
サンプル数 (%ベース)	129	100.0



新たな施策展開の考え方について
《低炭素社会の実現に向けた総合的な取り組みの推進》

現 状

- ・ 地球温暖化対策は、地球的規模で取り組む課題であり、国においては京都議定書の6%削減の約束を確実に達成するため、様々な措置を講じている。
- ・ 本県においても、昨年度末に地球温暖化対策実行計画を策定し、計画に掲げた短期・中期目標の達成を目指し、施策、事業を積極的に展開している。
- ・ また、やまなしグリーンニューディール計画では、本県の自然環境を生かして、太陽光発電や小水力発電の普及促進などにより「クリーンエネルギー先進県やまなし」の実現を目指すこととしている。

県民意識調査の結果

- ・ 新たな税の使途としては、「太陽光などのクリーンエネルギーの利用促進」は33.9%であった。一方、「荒廃した森林や里山整備」については、68.1%となっている。
- ・ 森林については、66%が「地球温暖化を防ぐ働き」に期待をしている。
- ・ 地球温暖化問題の解決に向けては、62.2%が「県民、事業者、行政など全ての人が協力して取り組むべき」と回答している。

新たな取り組みの展開方向

新たな取り組みの展開方向として、次の2つが考えられる。

《方向1》 現行の施策・事業の加速化

- ・ 再生可能エネルギーの利用促進
- ・ 吸収源対策の推進

国の地球温暖化防止行動計画では、地方公共団体は、地域の自然的・社会的条件に応じた温室効果ガスの排出抑制等のための施策を推進するものとされており、本県の自然環境を生かした再生可能エネルギーの利用促進や森林整備による吸収源対策の推進に、積極的に取り組む必要がある。

一方、県民意識調査では、新しい税の使途としては太陽光などの再生可能エネルギーの利用促進より森林の整備を優先すべきとの結果となっている。

また、森林については、CO₂を吸収し地球温暖化を防ぐ機能も大きく期待さ

れている。

さらに、太陽光発電からの余剰電力の買取りを電気事業者に義務づける新たな買取制度が11月に施行し、来年4月から料金へ転嫁されることとなっており、国民の負担増のもと、太陽光発電を促進する新たな制度が開始される予定である。

これらのことから、低炭素社会の実現に向けた新たな取り組みとしては、当面、森づくりの施策でもある木質バイオマスの利用促進、及び吸収源対策である森林の整備を進めることが適当である。

なお、県実行計画の進捗、及び国における温暖化対策税の検討や今後の施策動向によっては、新たな対応が必要となる点に留意する必要がある。

《方向2》持続可能な社会を支える人・地域・仕組みづくり

- ・ 県民総参加によるCO2排出抑制対策の推進
- ・ 環境教育、省エネルギー教育の推進

県民意識調査の結果では、地球温暖化の解決に向けては、県民、事業者、行政など全ての人々が協力して取り組むべきであると多くの県民に認識されており、全県的に取り組みを進めるためには、これを支える人・地域・仕組みづくりを進めることが適当である。

(事業例)

- ・ ノーレジ袋、エコドライブ運動など県民総参加によるCO2排出抑制対策の推進
- ・ 中小企業等における温室効果ガス排出抑制計画の作成促進
- ・ 県地球温暖化防止活動推進センター等における情報提供や普及啓発の強化
- ・ 多様な環境学習プログラムの開発、提供

◇参考 環境やまなし創造会議提言(H21.2)

私たちはこれまで、経済の成長に伴い、大量消費、大量廃棄型の生活を送ってきた。持続可能な社会を築いていくためには、県民一人ひとりの意識改革を促し、できることから取り組むことによって、ライフスタイルや生活レベルの考え方を転換していかなければならない。また、個人レベルだけでなく、企業レベル、地域レベルで様々な環境活動を後押ししていくことも必要である。環境教育や環境に関する実践活動を通じ、環境に対する県民の意識や行動を変えていかなければならない。

(「持続可能な社会の実現に向けて目指すべき方向性」から抜粋)

やまなしグリーンニューデューン計画

【山梨県】「山梨県地球温暖化対策実行計画」の着実な推進

- ・ 県内経済の活性化
- ・ 実行計画の目標達成
- ・ CO2ゼロやまなしの実現

【国】「低炭素革命」による経済対策
・ 地域グリーンニューデューン基金
地域の地球温暖化対策の一層の促進

- ・ 経済の活性化と雇用増大
- ・ 京都議定書の実現

やまなしグリーンニューデューン計画の推進

本県の恵まれた自然環境を活かし、グリーンエネルギーの普及促進に取り組むことにより、低炭素社会の実現と経済活性化の両立を目指す

- ・ 全国トップクラスの日照時間、県土の78%を占める森林、豊富な水など、豊かな自然環境を活かした太陽光発電など再生可能エネルギーの活用、普及の促進
- ・ 産学官により、世界最高水準の研究開発が進む革新的なエネルギー高度利用技術「燃料電池」の技術開発の推進

グリーンエネルギー先進県やまなしの実現 ＜4つのグリーンエネルギー（四つの車輪）＞

1. 太陽光発電の普及促進

1. 目指すべきビジョン
 - ・ ソーラー王国やまなし（個人住宅から公共施設、メガソーラー発電所まで多様な太陽光発電設備の整備）
 - ・ 太陽光発電普及率日本一（住家用太陽光発電設備の世帯当たり普及率）
2. 施策の方向性
 - ・ 大・中拠点を核に点から面への普及の拡大
 - ・ 都市地域から農村地域への導入の拡大
 - ・ 市町村との連携
3. 重点施策
 - ・ 県による率先導入
 - ・ 既存県有施設30施設程度への20kW程度の太陽光発電設備の整備
 - ・ 個人住宅太陽光発電設備の導入促進
 - ・ 既存住宅に融資を受けて設置する個人に対し補助し、普及を加速化
 - ・ メガソーラー発電所の整備推進
 - ・ 国内最大級の大規模太陽光発電所（出力約1万kW）を東京電力と共同で整備
 - ・ 農村地域への導入促進
 - ・ 農業関連施設（灌漑用調整池等）に出力200kW程度の施設を2地区で整備

2. 小水力発電の普及促進

- ・ 県によるモデル施設の整備
 - ・ 農村地域への導入促進
 - ・ 小水力発電開発支援室による指導助言
 - ・ 小水力発電推進マップによる適地の情報提供
- 適地98カ所の選定

3. バイオマス利活用の促進

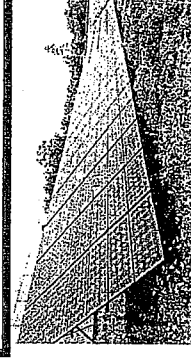
- ・ 木質バイオマス利用支援センターの情報提供による需要と供給の調整
- ・ 「山梨県木質バイオマス利用推進計画」の推進
- ・ 木質ボイラー・ストーブの普及促進

4. 燃料電池の技術開発の推進

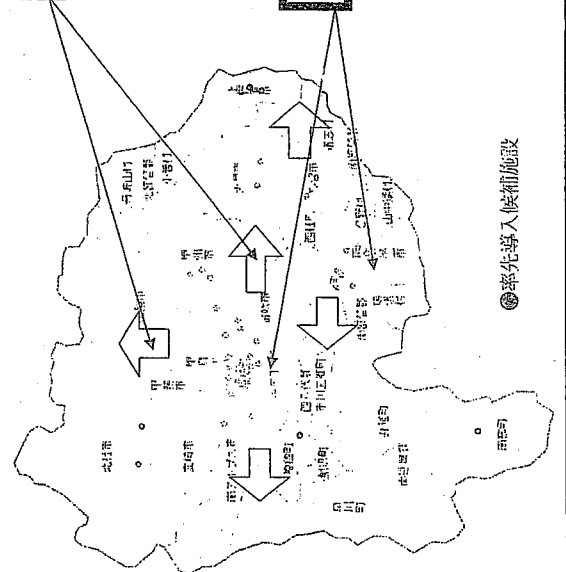
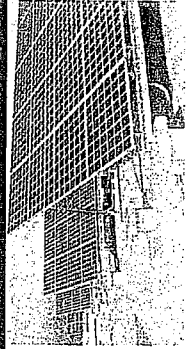
- ・ 山梨大学等と連携した産学官による技術開発の推進
- ・ 山梨燃料電池実用化推進会議の設置（平成21年6月）

○平成21年8月
研究拠点「燃料電池ナノ材料研究センター」竣工

都市地域から農村地域へ拡大



大・中拠点を核に点から面へ拡大



◎ 率先導入候補施設

新たな施策の内容

1 新たな森づくりの対象となる森林*

①人工林

(千ha)

区分				面積	荒廃率	荒廃面積	整備済	対象となる 森林面積
民 有 林	普 通 林	水 土 ・ 共 生 林	H18調査	37	43%	16	4	12
			上記以外	7	(43%)	(3)	-	3
		資源循環林	9	(43%)	(4)	-	4	
	保安林	15	-	-	-	2		
	小計	68		23	4	21		
県有林	59	-	-	-				
国有林	4	-	-	-				
その他(公社、旧緑、東京、横浜)	23	-	-	-				
計	154							

注1) 県有林のうち植樹用貸地(5千ha)は、借地人が管理しているため民有林に計上している。

注2) 平成18年度に実施した民有林の現況調査では、間伐が実施されず樹木の生育が悪い森林が全体の約43%に上っている。また、19~20年度に実施した相模川・桂川流域での調査では、私有人工林の59%(12,337ha)において荒廃が進んでいることが確認されていることから、それぞれの荒廃率を43%として算定した。保安林は、国制度の対象とならない小規模な森林を対象面積とした。

②天然林

(千ha)

区分		面積	対象となる 森林面積	備考
民 有 林	水土保持林	69	-	} 里山に相当する森林
	共生林	2	2	
	資源循環林	11	11	
	小計	82	13	
県有林	77	-		
国有林	1	-		
その他(公社、旧緑、東京、横浜)	12	-		
計	172			

区分	面積	森林・ 原野	対象となる 森林面積	備考
耕作放棄地	7.4	4.5	2	里山に相当する森林

注) 県内の耕作放棄地7,353haの約6割、4,513haが森林や原野化している。(H20調査)

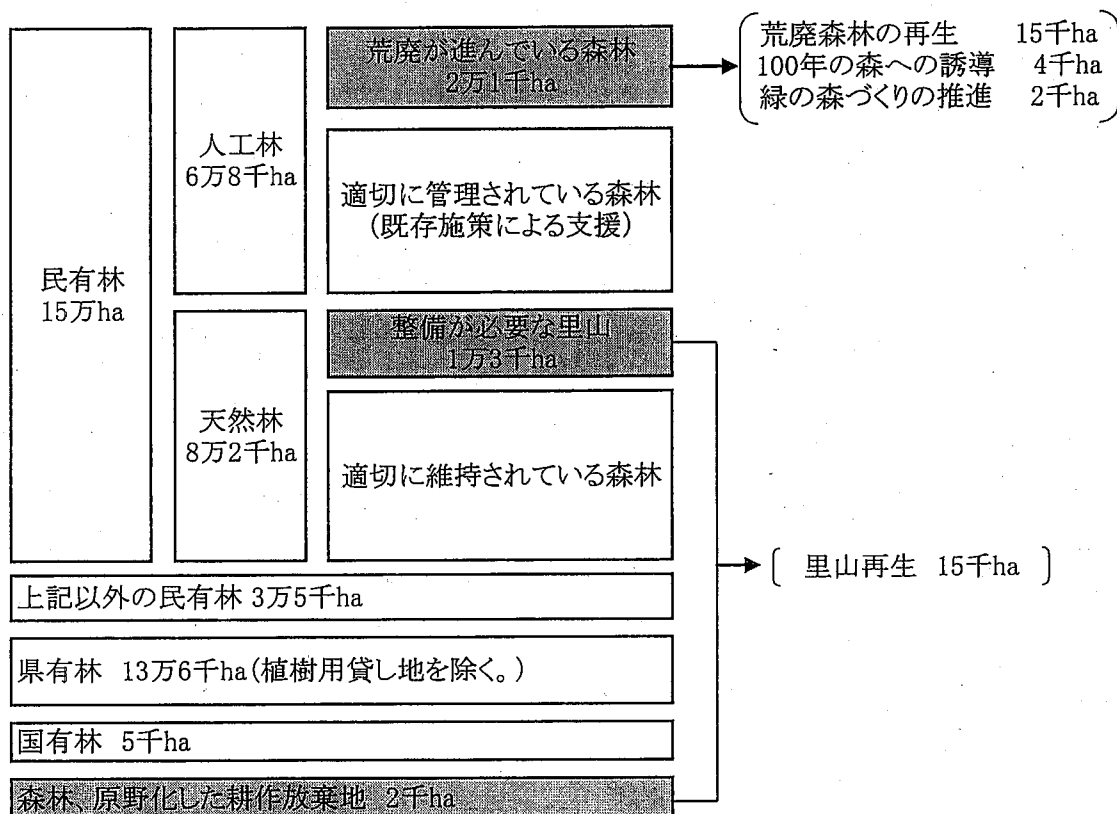
* 森林面積の合計は除地等(22千ha)を除いた326千ha

本県の地形や気候特性等を考えると、特に、森林が有する災害防止、水源かん養、地球温暖化防止機能を十分に発揮させるとともに、身近に森林に親しむことができる里山の再生を図っていくことが重要である。

このため、既存の施策のみでは整備が進まず荒廃が進んでいる人工林や里山を中心に、森林の公益的機能の回復、維持を図るために必要な整備等の施策を講じる必要がある。

なお、県有林や国有林等についても、公益的機能の発揮という観点から当然その維持保全を図っていく必要があるが、現状では、それぞれの主体によって計画的に管理されていることから、新たな施策の対象とはしていない。

森林機能の回復が必要な森林面積 3万6千ha



〈森林面積の合計は除地等 (22 千 ha) を除いた 326 千 ha となっている。〉

【参考】県有林の管理

本県の県有林は、明治44年に御下賜されて以来、県民福祉の増進に寄与することを基本として、今日まで管理経営を行ってきた。

県有林の多くは、急峻な山岳地域や主要な河川の源流部に位置していることから、山崩れや洪水などの災害防止や、水源林としての良質な水の安定供給に資する森林管理が求められている。

平成15年には、環境保全を重視した森林管理の国際的な基準である「FSC森林管理認証」を、国内の公有林で初めて取得した。

現在は、第6次県有林管理計画(H13～H23)に基づき、公益機能の維持増進と自然環境の保全を大きな柱として、地域特性を踏まえた多様な森林整備や間伐の計画的推進等に取り組んでいる。

2 想定される主な事業*

新たな取り組みの展開としては、次のような事業が想定される。

(1) 多様な公益的機能の維持・増進を図る森づくり

項 目	事業の概要	
荒廃森林の再生 (15千ha)	長期に放置され今後も林業として成り立つ見込のない荒廃した人工林を対象に、所有者に代わり、森林組合等が針広混交林化、広葉樹林化を進め、森林の公益的機能の維持増進を図る。 (内容) 広葉樹の自然発生を促すための強度の間伐や広葉樹の植栽等。皆伐等の制限を所有者に課すための協定を締結	
	所要額	1,706~2,344百万
100年の森(長伐期林)への誘導 (4千ha)	成熟期を迎えた森林を長伐期林に誘導することによって環境と調和した持続的な森林管理を促し、森林の公益的機能の維持増進を図るとともに、森林資源の有効利用を促進する。 (内容) 作業路の設置など間伐等の保育、管理に必要な活動や間伐材の搬出を支援。伐期までの主伐禁止など所有者の権限を制限するための協定を締結	
	所要額	484~604百万
緑の森づくりの推進 (2千ha)	森林のもつ公益的機能を高度に発揮することが求められる保安林のうち、国庫補助の対象とならずに整備が行き届いていない小規模の保安林の機能を回復、強化する。 (内容) 間伐等の森林整備や、整備に必要な作業道等の整備	
	所要額	570~684百万
里山の再生 (15千ha)	地域や住民生活に密着した里山や水辺の森林等で長期間放置されている森林を対象に、市町村や住民など地域の力による提案型整備を実施することにより、地域の特性に合った里山の再生を図る。 (内容) 地域が協働して行う竹林・松林の整備、広葉樹の植栽等の取り組みを支援	
	所要額	年間8か所(4圏域各2か所)程度とした場合 40百万/年

(2) 木材・木質バイオマスの利用促進

項 目	事業の概要	
「甲斐の木づかい」推進	県内の学校等において木の良さを実感できる環境を整備することにより、子どもや保護者等に木の文化に対する理解を深めてもらい、県産材の利用促進や需要喚起につなげていく。 (内容) 小中学校等が行う教室の木質化や、木製机、遊具等の整備を促進する。県産木材を利用した製品に限る。	
	所要額	年間3~5校程度とした場合 25~45百万/年

* 所要額は、国の補助制度の活用を前提に算出した概算額。

項 目	事業の概要
木質バイオマスの利用促進	林内に放置されている未利用材等の搬出促進、及びバイオマス資源としての利活用を促進する。 (内容) 林内に放置され利用されていないバイオマス資源を搬出する取り組みを支援するとともに、公共施設等におけるペレットボイラー等の導入など木質バイオマスの利活用を促進する取り組みに対する支援
所要額	設備導入を年間3～5施設とした場合 13～19百万/年

(3) 社会全体で森林を支える仕組みづくり

項 目	事業の概要
理解と参加の促進	森林の役割や森づくりの重要性などについて理解や関心を高め、多様な公益的機能を有する森林を社会全体で守り育てていく意識を醸成する。 (内容) ①広報、普及啓発活動 ②学習プログラムの提供、指導者の派遣等、学校に対する支援 ③NPO等による学習機会の提供支援
所要額	① 年間5百万程度 ②、③を4圏域で実施した場合 4百万/年 計9百万
県民参加の森づくり推進	地域住民やボランティア・NPO等が自ら企画、実施する森づくりのための活動を支援する。 (内容) 地域の実情等に応じて県民等が企画する事業（公募）の実施を支援
所要額	4圏域で各5か所程度実施した場合 10百万/年
県民参画組織の設置・運営	広く県民の理解と協力を得ながら、社会全体で支える森づくりを推進。 (内容) 県民等の幅広い参加による推進・協議組織の設置、運営
所要額	1百万/年

行財政改革の取り組みと県財政の状況について

1 行財政改革の取り組み

本県の財政は、歳入面においてはいわゆる「三位一体の改革」により、税源移譲による税収増を大幅に上回る国庫支出金や地方交付税削減の影響を強く受け、歳出面においては老人医療や介護保険に要する経費などの義務的な経費の増大し、極めて厳しい状況にある。

今後も続く厳しい財政状況の下、これ以上の債務を増やすことなく様々な県民のニーズに応えていくためには、行政改革の更なる推進が最も重要な課題であり、県においては、平成19年に「行政改革大綱」を策定し、具体的な取り組みや工程を明らかにしながら、県財政の改革に取り組んでいる。

◇基本的な考え方 政策推進の財源を安定的に確保するための「県財政の改革」

◇期 間 平成19年度から平成22年度までの4年間

◇県財政の改革項目 県債等残高の削減、人件費の抑制 など6項目

(参考) これ以前の取り組み

H11～ 新行政改革大綱

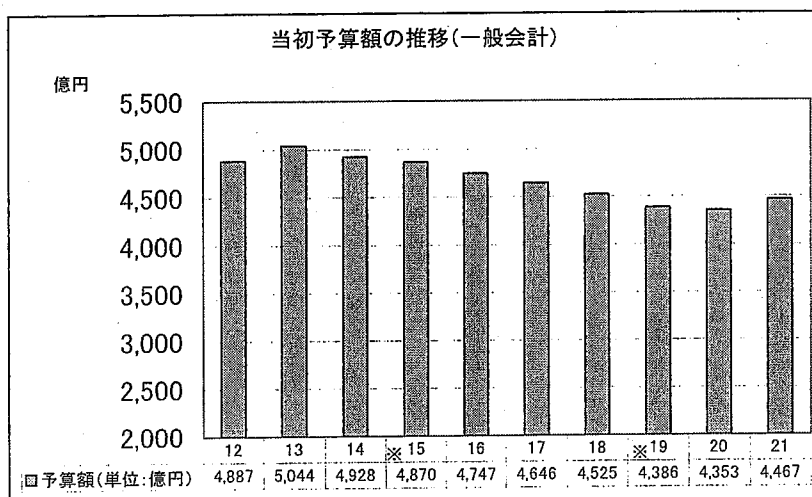
H15～ 行財政改革プログラム

H17～ 第二次行財政改革プログラム

2 当初予算の状況

(1) 予算の規模

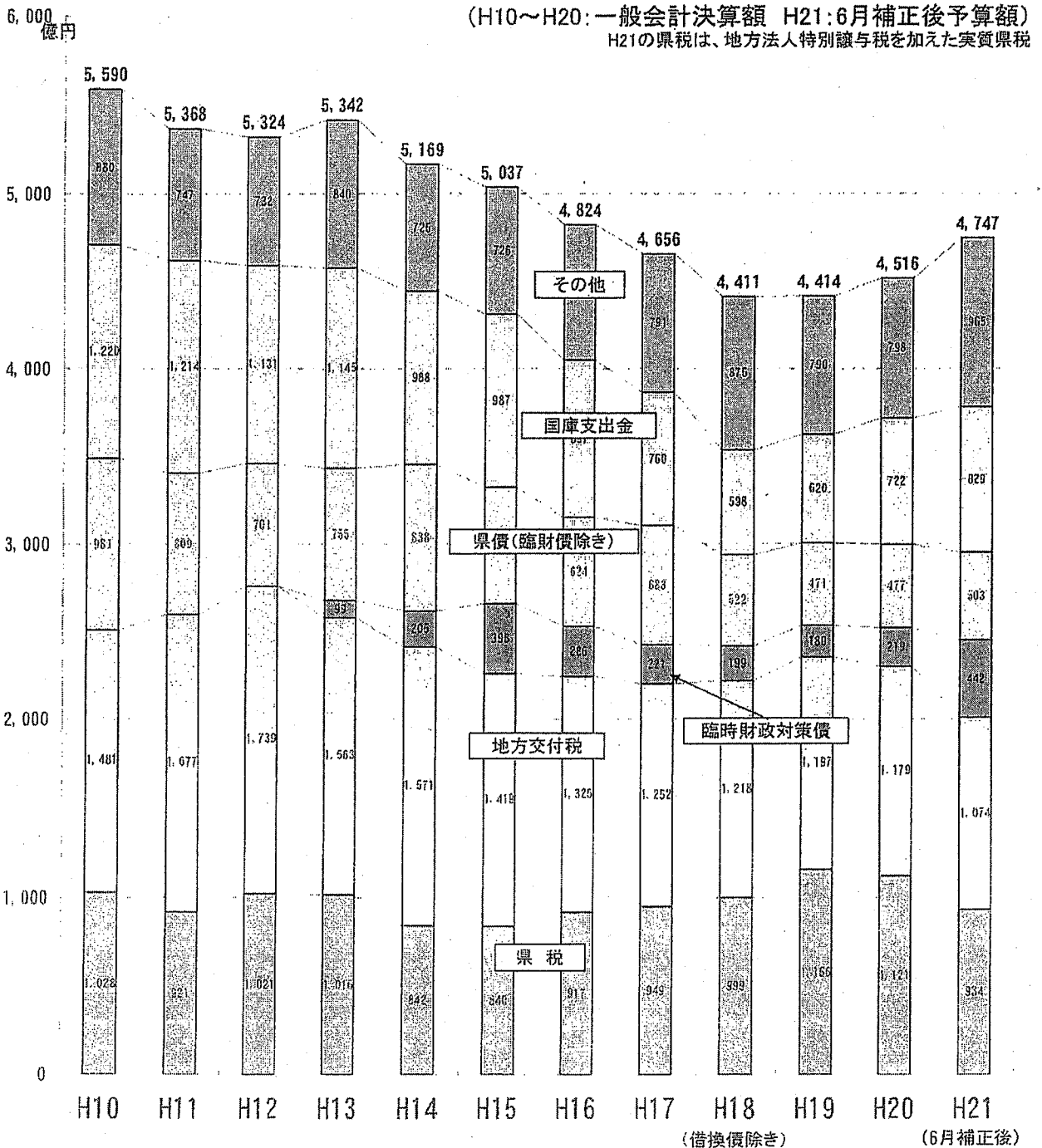
21年度一般会計 4,467億34百万円



注)H19伸び率は借換債除き
※当初が骨格予算のため6月現計予算額

歳入状況

- 歳入総額 平成10年度(歳入・歳出決算額のピーク)に比較して概ね1,000億円の減額
- 県税 1,000億円程度(平成21年度は前年度と比べて大幅減)
- 交付税・臨時財政対策債※
三位一体の改革に伴い、改革前の平成15年度(1,817億円)と改革後の平成18年度(1,417億円)で400億円の減額



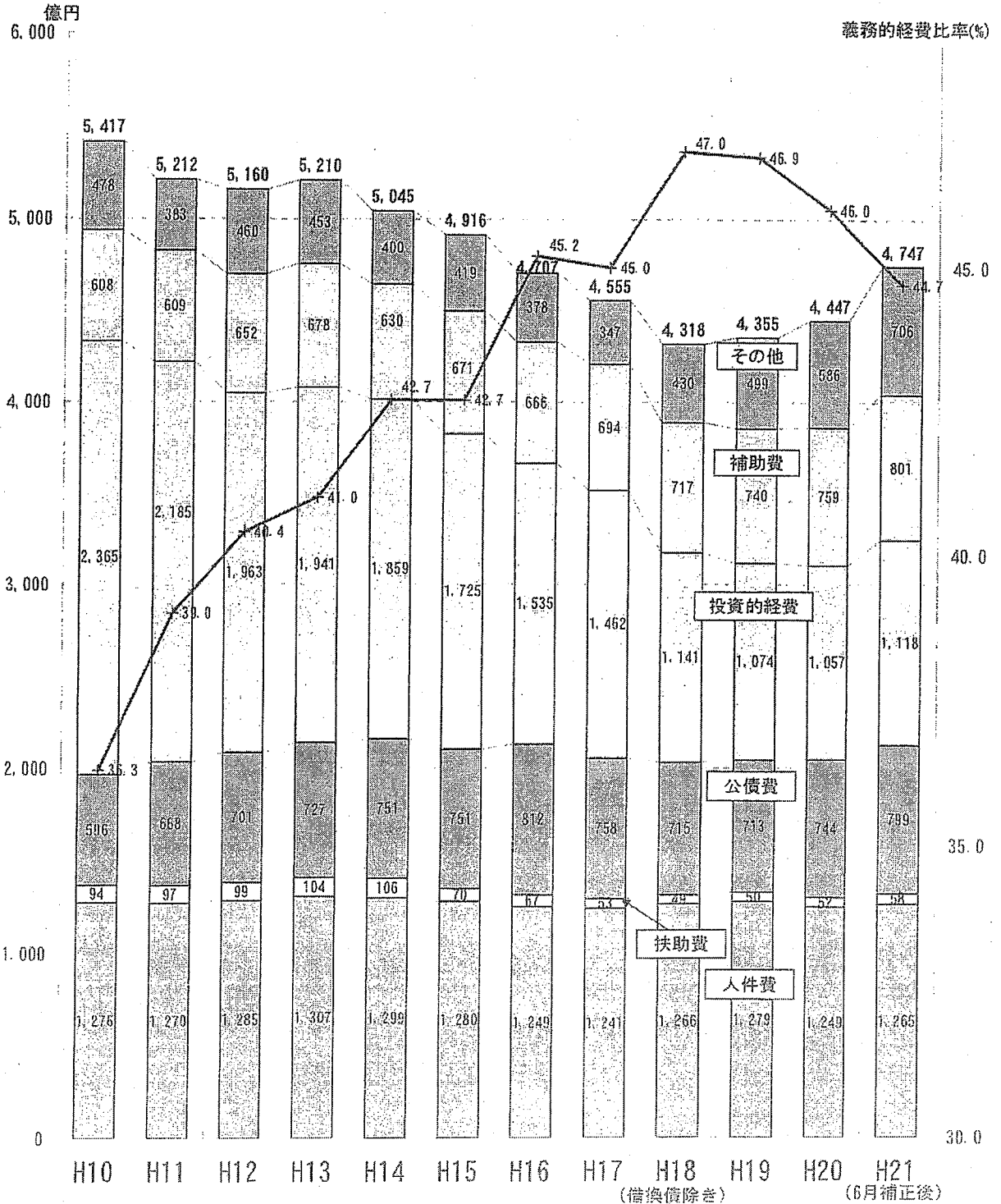
※ 臨時財政対策債: 本来、地方交付税として配分すべきところ、交付税総額の不足により、地方公共団体がその分を立て替える形で発行する、実質交付税である県債。基本的に県が発行額をコントロールすることはできない。(後年度、元利償還金の全額が交付税措置される。)

歳出状況

○義務的経費 人件費、扶助費、公債費が歳出総額に占める義務的経費比率は、平成10年度の36%から約45%へと増加

○投資的経費 平成10年度(2,365億円)から、1/2以下(1,118億円)に縮減

(H10~H20:一般会計決算額 H21:6月補正後予算額)



3 森林関係予算の概況
 (1) 21年度当初予算額

(百万円)

区分	予算額 (a)	財源内訳				(b)/(a)	備考
		国補(b)	一般財源	県債	その他		
森林整備	6,215	2,529	1,473	1,987	226	40.7%	
治山対策	6,928	3,338	262	3,305	23	48.2%	
森林の利用促進	226	0	173	0	53	0.0%	
林業の振興	251	3	19	0	229	1.2%	
木材産業の振興	259	0	19	0	240	0.0%	
合計	13,879	5,870	1,946	5,292	771	42.3%	

□上記のうち、一般財源のみで実施している事業の予算額

(百万円)

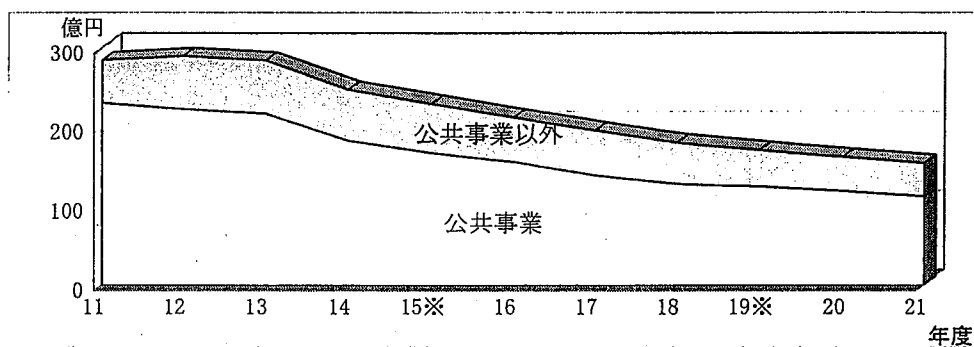
区分	金額(d)	(d)/(a)	備考
森林整備	949	15.3%	公社造林推進費(525)、県有林振興事業助成(342)、松くい虫被害対策事業(31)、林業施設景観形成(29)、県土総合緑化(15)等
治山対策	0	0.0%	
森林の利用促進	77	34.1%	県民の森等管理(74)、山の日(3)
林業の振興	0.2	0.1%	指導等(0.2)
木材産業の振興	18	6.9%	県産材利用促進(15)、マーケット開拓(1)、木材業振興対策(1)等
合計	1,044	7.5%	

(2) 当初予算の推移

□森林・林業関係(一般会計)

(億円)

年度	11	12	13	14	15※	16	17	18	19※	20	21
公共事業	229.6	221.6	215.6	181.7	166.1	154.7	137.4	127.2	123.7	118.1	111.5
公共事業以外	54.3	67.7	67.8	64.7	62.3	56.4	57.3	52.0	46.1	43.0	41.8
合計	283.9	289.3	283.4	246.4	228.4	211.1	194.7	179.2	169.8	161.1	153.3



※は、当初が骨格予算のため6月現計数値

財源のあり方について

1 財源等の種類

(1) 県の主な収入科目（国からの交付を除く）

種 類	概 要
県 税	<p>《説 明》 県が、公共サービスを提供する財源を確保するため、法律や条例の定めに基づいて徴収するもの。</p> <p>(例) 県民税、事業税、自動車税、地方消費税 など</p> <p>地方公共団体は、財政上その他の必要がある場合には、法で定める標準税率を超える税率を定める（超過課税）ことや、法で定める税目以外に独自の課税を行う（法定外税）ことができるとされている。</p>
分担金 ・ 負担金	<p>《説 明》 県や国等が、受益者が特定される事業を行う場合に、これに要する経費に充てるため、事業の受益者等がその受益の範囲内で負担するもの。</p> <p>(例) 県営林道事業負担金、土地改良事業分担金</p>
使用料	<p>《説 明》 公の施設を利用する場合などに、その受益に対して負担するもの。</p> <p>(例) 県有地の使用料、県民文化ホール等施設の利用料</p>
手数料	<p>《説 明》 地方公共団体が提供する特定の事務、サービスに対し、その対価として負担するもの。</p> <p>(例) 狩猟者登録手数料、運転免許関係の手数料</p>
寄附金	<p>《説 明》 金銭その他の資産等を相当の対価を求めることなく任意に提供するもの。用途を特定しない一般寄附金と、用途を限定した指定寄附金がある。</p> <p>(例) 美化活動など環境保全事業に対する寄附、ふるさと納税制度</p>

(2) 上記以外の方策

種 類	概 要
市民ファンド	<p>《説 明》</p> <p>地域の資源や特性等を生かした起業化等に対し、市民や企業が出資し、その出資金を管理運営していく方式。</p> <p>(例) NPO法人北海道グリーンファンド</p> <p>寄付、市民からの出資金、自己資金等により風力発電所(風車)を建設し、日本ではじめて市民による風力発電事業を立ち上げた。 (http://www.h-greenfund.jp/whatis/whatistop.html)</p>
企業の森づくり活動	<p>《説 明》</p> <p>企業の社会貢献活動としてなど企業や団体等が自ら参加したり、資金を拠出して実施する森づくり活動。</p>

3 財源等のあり方

- 森林は水源かん養機能や土砂災害防止機能などの様々な公益的機能を有しており、その恩恵は、県民に等しく及んでいる。
- 低炭素社会の実現に向けた二酸化炭素の排出抑制や森林吸収対策についても、その受益は一部に限定されるものではない。
- したがって、これらの取り組みに必要な財源については、一義的には、恩恵を受けている県民全体で広く公平に負担することが適当と考えられる。

	公平性の観点から評価した場合
県 税	<p>応益性、担税能力等に基づいた制度であり、基本的に、公平性に合致している。</p> <p>ただし、具体的な税方式等についての検討は必要である。</p>
分担金 ・ 負担金	<p>分担金は、不特定多数又は地方公共団体の全域に利益が及ぶ場合には、徴収することができないとされており、県全体の森林を保全する財源としては適当でない。</p>
使用料	<p>分担金・負担金と同様に、その受益に対して負担するものであり、県全体の森林を保全する財源としては適当でない。</p>
手数料	<p>県全体の森林保全は特定の事務、サービスには該当しないため、財源としては適当でない。</p>
寄附金	<p>寄附者の自主性に基づくものであり制度としては可能である。</p> <p>ただし、寄附者の任意の協力であることから、財源としては不安定であり、収入規模にも限界がある。</p>
市民 ファンド	<p>NPO等を主体とした取り組みが必要である。</p> <p>ただし、県の直接的な収入とはならない。また、ファンドも基本的には寄附金を原資としているため、財源としては不安定であり、収入規模にも限界がある。</p>
企業・団 体の森活 動	<p>企業や団体等を主体とした取り組みとしては期待できる。</p> <p>ただし、県の直接的な収入とはならない。また、企業等の自発的な取り組みであることから、一定の限界はある。</p>

4 新たな財源確保策としての税制度の検討

地方公共団体には、その課税自主権尊重の観点から、地方税法上、法定外税と税率の自主決定（超過課税）が認められている。

（１）法定外税

- 地方税法に税目が法定されていない税であり、法定外普通税と法定外目的税がある。
- 創設又は変更に当たっては、県議会で条例を可決・成立させるとともに、総務大臣に協議し、事前に同意を得ることが必要。総務省では、協議を受けた場合、財務省に通知するとともに地方財政審議会の意見を聴いた上で、次のいずれかに該当する場合以外は、これに同意しなければならない。
 - ① 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること
 - ② 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること
 - ③ 国の経済施策に照らして適当でないこと
- 法定外普通税
 - ・ 収入の使途を特定せず、一般経費に充てるために課される法定外税。
 - ・ 現在、法定外普通税については、主な財源が法定税において課税されていることから、原子力発電に関する税など特別なものを除き、極めて少数となっている。
- 法定外目的税
 - ・ 地方分権一括法（平成12年4月1日施行）により創設。
 - ・ 収入の使途を特定する法定外税であり、税収と使途との関係が極めて明確になる。
 - ・ 都道府県レベルでは30件が創設されているが、うち28件は産業廃棄物の最終処分場への搬入等に課税するものであり、広く森林保全や地球温暖化防止を目的としたものは例がない。
 - ・ 本県では、過去に森林の水源涵養機能に着目した「ミネラルウォーターに関する税」を検討した経緯があるが、納税義務者が特定・少数の者に限定され過ぎていることなどの理由により、有識者等による検討会から積極的に評価することは難しいとの報告を受け、これ以上の検討は行わないこととした。

（２）超過課税

- 地方税の税率には、地方消費税など全国一律の税率である一定税率と、条例で税率を変更することができる標準税率がある。
- 標準税率が定められている税については、財政上その他の必要がある場合、この標準税率を超えて税率を定めることが可能であり、この場合の国の同意は不要。この超えた税率を超過税率といい、超過税率を採用することを超過課税という。

- 超過課税の税収は一般財源となる。なお、基金を設けることにより、当該収入を他の税収と区分し、用途を明確にすることが可能。
- 本県では昭和51年度から、中小法人等を除く法人に対し、法人県民税法人税割の超過税率を適用し、以後5年ごとに延長してきている。(同様の法人県民税法人税割の超過課税は静岡県を除く46都道府県で実施。)

標準税率5.0% → 超過税率5.8% (H20年度課税額 639百万円)
- 平成15年度に高知県が森林保全等の財源確保のため、県民税均等割の超過課税を実施して以降、同様の超過課税が全国的に広まっている。

5 県民税均等割の超過課税について

(1) 現行税率等

- 地方税法による県民税均等割の標準税率は、個人においては定額、法人においては資本金等の額に応じて段階的に設定されている。

区 分		税率 (年額)	納税義務者数 (H20年度)
個 人		1,000円	431,645人
法 人 (資本金等の額に 応じ5段階に区分)	50億円超	800,000円	588法人
	10億円超～50億円以下	540,000円	326法人
	1億円超～10億円以下	130,000円	711法人
	1千万円超～1億円以下	50,000円	3,407法人
	上記以外	20,000円	15,123法人

(法人計20,155法人)

- 平成20年度課税額

個人 431,645千円

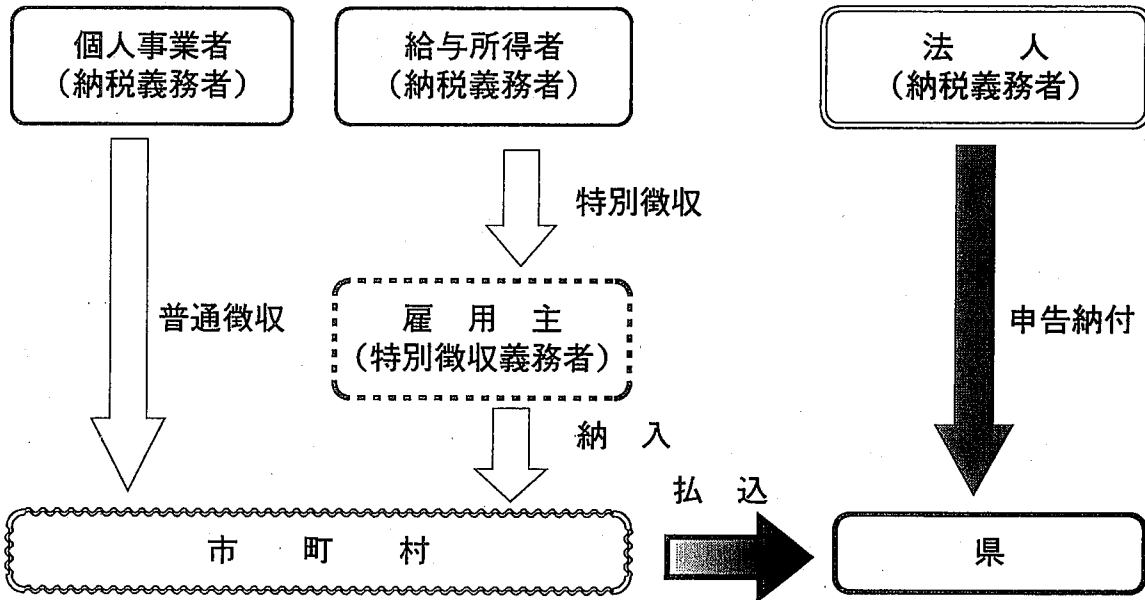
法人 1,191,086千円

(2) 非課税等

- 県民税均等割は、県民に等しい負担額を求める制度となっているが、低所得者などに対する非課税措置が設けられており、制度的に低所得者への配慮が組み込まれている。この非課税の範囲は超過課税分についても適用される。
- 個人県民税均等割の非課税の範囲 (地方税法第24条の5)
 - ① 生活保護法の規定による生活保護を受けている者
 - ② 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫で前年の合計所得金額が125万円以下の者
 - ③ 前年の合計所得金額が一定の基準に従い市町村の条例で定める金額以下の者

- 法人の県民税均等割の非課税等の範囲（地方税法第25条、県税条例第33条）
 - ① 国、独立行政法人、国立大学法人、都道府県、市町村等
 - ② 日本赤十字社、社会福祉法人、更生保護法人、宗教法人、学校法人等（収益事業を行わない場合に限る。）
 - ③ 公益社団法人又は公益財団法人、地方公社、NPO法人等（収益事業を行わない場合は課税免除）

県民税（超過課税）の仕組み



新税導入検討に係る主な論点

○課税方式

○税率（負担額）

○課税期間

○使途の管理方法（基金の設置等）

○その他導入に当たって留意すべき事項

森林の保全等を目的とした都道府県独自の税制

1 導 入

30 県（平成21年4月現在）

2 内 容

○方 式

- ・個人及び法人県民税均等割に対する超過課税 29 県
- ・個人県民税均等割及び所得割に対する超過課税 1 県

○収入額

- 1. 7 億（高知県・佐賀県）～40 億円（神奈川県）

○主な用途

- ・森林の整備など、森林の保全・活用を図るための事業
- ・都市緑化や河川等の水質保全など、各県特有の課題解決を図るための事業（一部の県において実施）

○導入時期

平成15年度	1 県
16年度	1 県
17年度	6 県
18年度	8 県
19年度	7 県
20年度	6 県
21年度	1 県

3 本県で県民税均等割の超過課税を活用した場合の税収試算

○ 個人県民税均等割（標準税率1,000円）

- ① 一人当たり年額1,000円の場合 → 432百万円
- ② 一人当たり年額 800円の場合 → 345百万円
- ③ 一人当たり年額 700円の場合 → 302百万円
- ④ 一人当たり年額 500円の場合 → 216百万円
- ⑤ 一人当たり年額 400円の場合 → 173百万円
- ⑥ 一人当たり年額 300円の場合 → 129百万円

○ 法人県民税均等割（標準税率2万円～80万円）

- ① 11%上乗せの場合 → 131百万円
- ② 10%上乗せの場合 → 119百万円
- ③ 8%上乗せの場合 → 95百万円
- ④ 7%上乗せの場合 → 83百万円
- ⑤ 5%上乗せの場合 → 60百万円

注) 平成20年度実績を基に試算したものであり、将来変動する可能性がある。

税導入県の状況

	県名	税の名称	導入時期	課税額(年間)	
				個人	法人
1	高知県	森林環境税	H15	500円	500円
2	岡山県	おかやま森づくり県民税	H16	500円	5%
3	鳥取県	森林環境保全税	H17	500円	5%
4	島根県	島根県水と緑の森づくり税	"	500円	5%
5	山口県	やまぐち森林づくり県民税	"	500円	5%
6	愛媛県	森林環境税	"	500円	5%
7	熊本県	水とみどりの森づくり税	"	500円	5%
8	鹿児島県	森林環境税	"	500円	5%
9	岩手県	いわての森林づくり県民税	H18	1,000円	10%
10	福島県	森林環境税	"	1,000円	10%
11	静岡県	森林(もり)づくり県民税	"	400円	5%
12	滋賀県	琵琶湖森林づくり県民税	"	800円	11%
13	兵庫県	県民緑税	"	800円	10%
14	奈良県	森林環境税	"	500円	5%
15	大分県	森林環境税	"	500円	5%
16	宮崎県	森林環境税	"	500円	5%
17	山形県	やまがた緑環境税	H19	1,000円	10%
18	神奈川県	水源環境保全・再生のための個人県民税の超過課税措置	"	均等割300円 所得割0.025%	なし
19	富山県	水と緑の森づくり税	"	500円	5%
20	石川県	いしかわ森林環境税	"	500円	5%
21	和歌山県	紀の国森づくり税	"	500円	5%
22	広島県	ひろしまの森づくり県民税	"	500円	5%
23	長崎県	ながさき森林環境税	"	500円	5%
24	秋田県	秋田県水と緑の森づくり税	H20	800円	8%
25	茨城県	茨城県森林湖沼環境税	"	1,000円	10%
26	栃木県	とちぎの元気な森づくり県民税	"	700円	7%
27	長野県	長野県森林づくり県民税	"	500円	5%
28	福岡県	森林環境税	"	500円	5%
29	佐賀県	佐賀県森林環境税	"	500円	5%
30	愛知県	あいち森と緑づくり税	H21	500円	5%

